

被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

(すべて写しで可)

提出書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	備考	
被保険者との続柄		扶養状況調査票 (チェックシート)	市県民税課税(所得)証明書	前健保の資格喪失証明書	直近の源泉徴収票	給与明細直近3か月分または給与支払見込証明書	退職証明書または離職票1・2	雇用保険受給者資格者証(両面)	確定申告書・収支内訳書	在学証明書・学生証	公的年金通知書	本籍・全員の住民票(続柄必須、 1注)	<p><注意事項></p> <p>(注1) 事業主が戸籍謄本、住民票等を見て確認した場合は、東レ健保の判断において添付を省略することができます。</p> <p>(注2) 子の申請で配偶者が被扶養者でない場合、配偶者の収入に関する証明書の提出が必要。</p> <p>(注3) 被保険者が単身赴任の場合は、生活の本拠地は家族居住地としているため、添付は不要です。</p>	
新生児												△	・住民票に代わり母子手帳の出生届出済証明の提出でも可。但し、子の保護者欄に記載しているものに限る。(注2)	
16歳未満												△	(注2)	
16歳以上	学生	収入なし	○							○		△	(注2)	
		収入あり	○			○				○		△	⑤に代わり雇用契約に関する証明書また②の提出でも可(注2)	
		無職・無収入	○	○								△	(注2)	
	退職		雇用保険を受給または受給予定	○				○	○				△	⑦の交付には時間がかかるため後日提出でも可(注2)
			雇用保険の受給権がない	○				○					△	合わせて雇用保険資格喪失確認通知書が必要(注2)
			雇用保険の受給権を放棄	○				○					△	合わせて雇用保険受給放棄誓約書が必要(注2)
			雇用保険を受給延長	○				○					△	合わせて雇用保険受給延長に関する申出書および延長通知書(交付には時間がかかるため後日提出でも可)(注2)
			雇用保険受給終了	○					○				△	(注2)
		パート・アルバイト等の就労収入がある	○				○					△	⑤に代わり雇用契約に関する証明書の提出でも可 1年以上給与額に変更がない場合は⑤に代わり②の提出でも可(注2)	
		雇用契約(形態)変更により収入減(社会保険資格喪失)	○		○		○					△	⑤に代わり給与支払(見込み)証明書または雇用契約に関する証明書の提出でも可(注2)	
	自営業・農業・不動産等の事業収入がある	○	○					○			△	(注2)		
	年金・恩給等の年金受給(申請中、受給予定含む)	○	○							○	△	受給予定の場合は⑩に代わり公的年金見込額照会回答票が必要		
	退職後の出産手当金または傷病手当金等	受給する	○				○				△	合わせて加入していた健保組合が発行する給付金支給決定通知書が必要(注2)		
		受給放棄する	○				○				△	合わせて傷病手当金・出産手当金受給放棄誓約書が必要(注2)		

※認定対象者の状況に応じて、上記と併せて該当するすべての書類を添付してください。

その他の必要書類	内縁の妻の場合	内縁関係にある二人の戸籍謄(抄)本、被保険者の世帯全員の住民票(続柄必須、本籍・マイナンバー不要)
	被保険者と別姓の場合(外国籍の方を含む)	住民票、在留カード等
	被保険者と別居または同一世帯に居住していない場合(注3)	直近1か月分の仕送り額を証明する書類(手渡し不可)、被扶養者現況申立書、生活実態申出書(収入のない認定対象者と別居している場合は、対象者の生活実態を把握するために必要です)
	同一世帯に被保険者以外に扶養義務者がいる場合	その方の収入を証明する書類・生活実態申出書
	自営業・農業等の廃業の場合	事業廃業届
	国内居住要件の例外に該当する場合	外国において留学する学生 観光・保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者

※ 75歳以上または65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度の障害年金を受けた方は、後期高齢者医療制度へ加入となりますので被扶養者にはなれません。

※ 外国籍の方で、日本語以外で書かれた上記の書類を提出される場合は、必ず訳文と翻訳された方の署名捺印が必要です。

※ 上記の書類以外に扶養認定の審査上、必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

★★ ご提出いただく書類は、厳正かつ公平に被扶養者認定を行うために使用するものであり、目的以外に利用することはありません ★★